

個別審査第1511号
令和7年4月9日

山中 理司 様

情報公開・個人情報保護審査会

理由説明書の写しの送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

下記1の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁から提出された理由説明書の写しを送付します。

また、あなたは、下記1の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第11条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記2のとおり提出期限を定めたので、通知します。

記

1 諒問事件

諒問番号：令和7年（行情）諒問第394号

事件名：裁判官の報酬に関する号別在職状況につき最高裁判所に述べた意見の内容が分かる文書等の不開示決定（不存在）に関する件

2 意見書又は資料の提出期限等

① 提出期限

令和7年5月9日（金）

② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送、ファックス又は電子メールで情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることができますので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙において、諮問庁に対し、送付をし、又は閲覧をさせることにつき「差支えがない」旨の回答のあった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、諮問庁に対し、その写しを送付することとしますので、御了承願います。

連絡先：総務省情報公開・個人情報保護審査会事務局

〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39

永田町合同庁舎5階

電話：03-5501-1796

FAX：03-3502-0035

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

令和 年 月 日

(氏名) _____

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、諮問庁に対し、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることは、

- 差支えがない。
- 適当ではない。

(適当ではない理由)

理 由 説 明 書

1. 経緯

(1) 令和6年11月20日付（令和6年11月25日受付）で、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第3条に基づき、審査請求人から財務大臣（以下「処分庁」という。）に対し、以下の行政文書について開示請求が行われた。

【請求した行政文書の名称等】（以下「本件請求文書」という。）

①裁判官の報酬に関する号別在職状況につき、財務省が最高裁判所に述べた意見の内容が分かる文書

②裁判所の一般職に関する級別定数表につき、財務省が最高裁判所に述べた意見の内容が分かる文書

(2) これに対して、処分庁は、法第9条第2項の規定に基づき、令和6年12月23日付財計第4755号により、本件請求文書について、不開示決定（以下「原処分」という。）を行った。

(3) この原処分に対し、令和6年12月25日付（令和7年1月6日受付）で、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、審査請求が行われたものである。

2. 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、審査請求書の記載によると以下のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

行政文書不開示決定処分の取消しを求める。

(2) 審査請求の理由

裁判官の報酬に関する号別在職状況及び裁判所の一般職に関する級別定数表は、裁判所の予算のあり方に重大な影響を与えるものであるから、本件開示請求文書は存在するといえる。

3. 諒問庁としての考え方

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、令和6年11月20日付（令和6年11月25日受付）の開示請求書に記載されている、裁判官の報酬に関する号別在職状況及び裁判所の一般職に関する級別定数表について、財務省が最高裁判所に述べた意見が分かる文書である。

(2) 本件対象文書の保有の有無について

審査請求人は、本件請求文書について、存在する文書である旨主張していることから、本件請求文書の不開示理由（文書不存在）の妥当性について検討する。

本件関係部署において、本件対象文書の存在を確認したところ、審査請求人の主張する裁判官の報酬に関する号別在職状況及び裁判所の一般職に関する級別定数表は、最高裁判所から提示を受けた事実はなく、本件関係部署がこれを作成した事実もないことから、最高裁判所に対して意見を述べることがないことは明らかであるため、文書不存在を理由として不開示決定を行ったものである。

また、本件審査請求を受け、念のため、本件対象文書について、改めて、紙媒体・電子媒体を問わず、関係部署執務室内の書架及び共有フォルダ等の探索を実施したが、本件対象文書の保有は確認できなかった。

なお、審査請求人は、審査請求の理由に「裁判官の報酬に関する号別在職状況及び裁判所の一般職に関する級別定数表は、裁判所の予算のあり方に重大な影響を与えるものであるから、本件開示請求文書は存在すると見える」としているが、裁判所の予算に対して財務省が最高裁判所に対して意見を述べることはあるとしても、上述の通り、裁判官の報酬に関する号別在職状況及び裁判所の一般職に関する級別定数表に対して財務省が最高裁判所に対して述べた意見の内容が分かる文書は存在しない。

4. 結論

以上のことから、処分庁が法第9条第2項に基づき行った原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものと考える。

（以上）

電子メールによる意見書等の提出方法について（御案内）

意見書、資料及び「（別紙）提出する意見書又は資料の取扱いについて」は、持参、郵送、FAX又は電子メールにより提出することが可能です。

電子メールで提出する場合は、以下の方法により御提出ください。（以下の方法に反して提出された場合は、意見書等として受け付けることができませんので、御留意ください。）

1 提出先電子メールアドレス

jyouhoukoukaishinsa4@soumu.go.jp

注：電子メールの誤送信等については対応いたしかねますので、お間違えのないよう御注意ください。

2 件名及び本文の記載について

件名：令和7年（行情）諮問第394号に対する意見書

（※↑上記【令和7年（行情）諮問第394号】は「諮問番号」といい、あなたの審査請求に付された固有の番号になります。同封している書面「理由説明書の写しの送付及び意見書又は資料の提出について」の中程にある「1 諮問事件」欄に記載されておりますので、御確認ください。）

本文：（1）審査請求人氏名

（2）代理人氏名（選任されている場合に限る。）

（3）今後の審査会発出の文書について、電子メールでの送付を希望する／しない（※いずれかを記載）

（4）「（別紙）提出する意見書又は資料の取扱いについて」の回答

（※同封した用紙に回答を記入し、PDFファイルとして提出することも可能です。PDFファイルを提出される場合は、メール本文への記載は不要です。）

注1：電子メールでの送付を希望された方に対しては、以後、当審査会が発する文書は全て電子メールにより送付します。希望されない方には、郵送により送付します。最初に電子メールでの送付を希望された場合、途中で郵送による送付への変更はできませんので御注意ください。

注2：メールはテキスト形式（文字データのみ）で作成してください。

3 意見書のファイル形式について

意見書は、あなたの主張を正確に把握する観点から、誤編集防止のため、PDFファイルで提出してください。

PDFファイル名は、「令和7年（行情）諮問第394号に対する意見書」としてください。

そのほかのファイル形式や電子メール本文への記載により提出された場合は、意見書として受け付けることはできません。

4 資料のファイル形式について

意見書と合わせて提出したい資料も、PDFファイルで提出してください。

PDFファイル以外の資料（動画、音声データ等）がある場合は、当該データを保存したCD-R等を持参又は郵送して提出してください。

なお、提出する資料には「令和7年（行情）諮問第394号に対する参考資料」などと明記してください。

5 受信可能な添付ファイルの容量について

当審査会で受信可能な添付ファイルの容量は、合計9MBですので、同容量を超えないように御留意ください。合計9MBを超える場合は、添付ファイルを分割して御提出いただくか、CD-R等に保存して御提出ください。

6 個別の諮問事件に関するお問合せについて

上記1の電子メールアドレスは意見書等の文書の送受信専用であり、個別の諮問事件に関するお問合せをいただいても回答することはできませんので御了承ください。